

条例で規定する事項の一覧

1 条例で定める必要がある事項

条項	条文	備考
第89条 第2項	2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、 <b>条例</b> で定めるところにより、実費の範囲内において <b>条例</b> で定める額の手数料を納めなければならない。	諮問事項4
第119条 第3項	3 第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、 <b>条例</b> で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として <b>条例</b> で定める額の手数料を納めなければならない。	諮問していない。 【諮問しない理由】 都道府県及び指定都市以外の地方公共団体は、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集が任意とされてお
第119条 第4項	4 前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、 <b>条例</b> で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として <b>条例</b> で定める額の手数料を納めなければならない。	れており、本市では、当面、提案募集の予定がなく、条例で手数料を定める必要がない。

2 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

条項	条文	備考
第60条 第5項	5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が <b>条例</b> で定める記述等が含まれる個人情報をいう。	諮問事項1
第78条 第2項	2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として <b>条例</b> で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして <b>条例</b> で定めるもの（）」とする。	諮問事項6

条項	条文	備考
附則 第10条 第2項	<p>第10条 地方公共団体の条例の規定で、第51条改正後個人情報保護法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第51条の規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。</p> <p>2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が<u>条例</u>で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。</p>	<p>諮問していない。</p> <p><b>【諮問しない理由】</b></p> <p>対象となる違反行為は、法施行前（条例施行期間中）に行われたものである。したがって、そもそも法の罰則は適用されないが、条例で別段の定めをしない限り、改正法附則第10条第2項の規定により、同条第1項による失効後であっても当時の条例の規定による罰則を適用することができる。</p> <p>ここでいう「別段の定め」とは、この改正法附則第10条第2項の例外として、「失効後の条例による罰則を適用しないこととするもの」と予想されるから、あえて規定する必要はないと考えられる。</p>

### 3 条例で定めることが妨げられるものではない事項

条項	条文	備考
第75条 第5項	<p>5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、<u>条例</u>で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>	諮問事項2
第107条 第2項	<p>2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、<u>条例</u>）で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。</p>	開示決定等に係る審査請求先の特例を条例で定め得るとする規定であるが、どのような事項を定めるのかについて、現在、国に照会中。
第108条	<p>第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、<u>条例</u>で必要な規定を定めることを妨げるものではない。</p>	諮問事項3

条項	条文	備考
第129条	<p>第129条 地方公共団体の機関は、<span style="border: 1px solid black;">条例</span>で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p>	諮問事項5